諮問庁:内閣総理大臣

諮問日:平成29年1月31日(平成29年(行情)諮問第39号)

答申日:平成29年6月20日(平成29年度(行情)答申第99号)

事件名:「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の

整備について」の閣議付議に係る決裁文書等の一部開示決定に関す

る件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる221文書(以下「本件対象文書」という。)につき、 その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月1日付け閣安保第32 5号により内閣官房国家安全保障局長(以下「処分庁」という。)が行っ た一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 処分庁は、原処分において、本件対象文書につき法5条1号、3号、4号及び6号に該当するとして、一部開示及び不開示の決定を行ったが、これは以下の理由により法の解釈適用を誤った違法な処分である。

イ 文書196及び198について

当該文書は、「国家安全保障会議の開催について」と題する文書であり、開催日時、場所、議事次第及び参加者が記載されている。その中の、「2.場所」の「官邸」以下部分について、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定期的な開催場所と説明されている。

処分庁は、不開示理由において、これらを公にした場合、定期的な 開催場所が明らかとなり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察 され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易 ならしめ、我が国の安全が害される恐れがあることから法5条3号に 該当すると主張する。

しかしながら、内閣総理大臣官邸は、警察官等の厳重な警備が行われており、かつ、入館に際しても、厳重な本人確認等が行われており、官邸内の開催場所(室名等)について公にしても処分庁が主張

するような事態は想定されず,もって我が国の安全が害される恐れ があることとはいえず,処分庁の主張には理由がない。

ウ 文書199について

当該文書は、「国家安全保障会議の開催について」と題する文書であり、開催日時、場所、議事次第及び参加予定者が記載されている。 その中の、「2.場所」の「官邸」以下部分について、国家安全保障会議の事務を処理する国家安全保障局が発足してから、詳細を公にしたことがない九大臣会合の開催場所と説明されている。

処分庁は、不開示理由において、これらを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害される恐れがあることから法5条3号に該当すると主張する。

しかしながら、上記イで主張した通り、処分庁が主張するような事態は想定されず、もって我が国の安全が害される恐れがあることとはいえず、処分庁の主張には理由がない。

エ 文書203,文書206ないし文書211,文書213及び文書2 15について

当該文書は、「『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』についての各省庁担当者間との協議」に関する文書である。

処分庁は、不開示理由において、不開示部分には、職員の直通電話番号、内線電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されており、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあることから法5条6号に該当すると主張する。

しかしながら、各行政機関の電話番号(直通、内線及びFAX番号)及び職員のメールアドレスが公になったからといって、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等が行われ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすとは考えられない。仮に電話番号が明らかでなくても、各行政機関の代表電話番号から特定部署に電話等をかけることは可能であり、これらの電話番号等が明らかとなったところで、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、処分庁の主張には理由がない。

オ 文書207及び文書210について

処分庁の不開示理由によると、当該文書は、上記の各省庁担当者間 との協議に関する文書のうち、警察庁との協議に係る文書であり、警 察庁の警部及び同相当職以下の職員の「氏名」が記載されていると主 張するが、文書207及び文書210は内閣官房(内閣官房副長官補 付)との協議文書であり、警察庁(長官官房総務課)との協議文書は 文書208及び文書211であると思料されるところ、処分庁は不開 示理由として法5条1号及び4号に該当すると主張するが、不開示と した文書の特定が誤っており、処分庁の主張には理由がなく失当であ る。

カ 文書217ないし文書221について

原処分において、文書217ないし文書221につき、不開示決定が行われた。

当該文書は、安全保障法制整備に関する与党協議会(文書217ないし文書219)及び国家安全保障会議(文書220及び文書221)は、それぞれ「席上回収資料」であり、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されていると説明されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、または交渉上不利益を被るおそれがあることから法5条3号及び5号に該当すると主張する。

しかしながら、安全保障法制整備に関する与党協議会及び国家安全保障会議において、当時議論されていた「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」については、その後成案を得て、平成26年7月1日に国家安全保障会議及び閣議決定が行われており、同決定前であれば検討の経緯を公表することは差し控えるべきであると考えるが、すでに成案が閣議決定されている事項について、その具体的な検討の経締等は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)4条にも規定されているとおり、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができなければならない。

したがって、当該決定の経緯等を知りうるために当該文書は開示されるべきであり、処分庁の主張には理由がない。

(2) 意見書

ア 原処分の妥当性について

理由説明書「3 原処分の妥当性について」の(1)ないし(6)は、原処分における不開示理由と同一の説明であり、原処分の妥当性を立証するに足る説明とはいえず、処分庁の主張は失当である。

なお、理由説明書「3 原処分の妥当性について」の(4)の対象 文書は、諮問庁が主張するとおり、「文書207及び文書210」か ら「文書208及び文書211」に変更する不利益処分(平成29年 1月6日付け閣安保第5号)が行われている。この変更については、 別に反論する。

イ 審査請求人の主張について

- (ア) 処分庁は、上記ア(不開示理由)において、対象文書について開示の是非を慎重に判断した旨を主張するが、追加の理由説明や反論もなく、審査請求書記載のとおり、法の解釈適用を誤った違法な処分であることは明らかである。
- (イ)文書207及び文書210について、審査請求書において文書番号の誤りを指摘したところ、行政手続法(平成5年法律第88号) 13条1項1号イの規定に基づく聴聞(平成28年12月26日実施)を経て、平成29年1月6日付け閣安保第5号によって行政文書開示等決定(変更)が行われたところである。

本件審査請求は、平成27年9月7日に提起したものである。その段階では、少なくとも誤った処分が行われており、平成29年1月6日付けで変更決定を行ったことを理由に、審査請求人の主張には理由がないと主張することは失当である。

ウ結語

諮問庁は、原処分は妥当であると主張するが、処分庁が提出した理由説明書は、いずれも理由がなく、原処分は法5条1号及び3号ないし6号には該当せず、法の解釈適用を誤った違法な処分であることは明らかである。

したがって、本件は審査請求人の主張どおり、原処分を取消し、不 開示部分を開示するとの裁決を求める。

エ なお、本件審査請求(平成27年9月7日提起、同月8日受付)から、情報公開・個人情報保護審査会までの諮問(平成29年1月31日諮問)には、512日を要しており、処分庁はその理由を明らかにしていない。審査請求人が、諮問庁に対し、事案処理の進行状況・見通し等を照会しても「他の業務が繁忙である。」との弁明であった。

「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)では、以下の①ないし③の申合せをしている。

① 聴聞の迅速化

各行政機関は、不服申立てがあった場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くと30日を超えないようにするとともに、その他

の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を 超えないようにすることとする。なお、いずれの場合について も補正に要した日数は除く。

- ② 「特段の事情」より諮問までに長期間を要した事案の公表特段の事情により、不服申立てがあった日から諮問するまでに90日を超えた事案については、諮問までに要した期間、その理由(特段の事情)等について、年1回、国民に分かりやすく公表することとする。
- ③ 事案処理の進行状況等

不服申立てを受けた行政機関は、不服申立人の求めに応じて、 事案処理の進行状況と見通し等を回答するものとする。

行政不服審査法は、簡易迅速な手続きにより、権利利益の救済を図ることを目的としており、審査会への諮問については、不服申立てを受けた行政機関等により可能な限り速やかに諮問を行われるようにする必要があるにも関わらず、約1年5か月もの期間を示していないことは極めて遺憾であり、猛省を促す。審査庁は、諮問にこれほどの長期間を要した理由を説明すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』(平成26年7月1日閣議決定)の閣議付議に係る決裁文書及び当該案件の起案に至る過程が分かる行政文書一式(省庁間における協議、与党協議、国会議員等からの説明要求等に係る資料等を含む。)」との開示請求に対して、処分庁において、別紙1及び別紙2に掲げる266文書を特定した。開示決定等に当たっては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、法9条1項に基づき、平成26年8月15日付け閣安保第357号により、別紙2に掲げる45文書につき開示決定処分を行った後、平成27年7月1日付け閣安保第325号により、本件対象文書(別紙1)について原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)に関して作成又は取得した文書である。

- 3 原処分の妥当性について
- (1)文書196及び文書198中の「2.」において不開示とした部分は、 これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定期的な開催場所であ る。

これを公にした場合、定期的な開催場所が明らかになり、今後の国家

安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不 開示としたことは妥当である。

(2)文書199中の「2.」において不開示とした部分は、国家安全保障会議の事務を処理する国家安全保障局が発足してから、詳細を公にしたことがない九大臣会合の開催場所である。

これを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、 今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、 我が国の安全が害されるおそれがある。

以上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不 開示としたことは妥当である。

(3) 文書203, 文書206ないし文書211, 文書213及び文書215中の不開示とした部分は、職員の直通電話番号、内線電話番号、FAX番号及びメールアドレスであり、公にすることにより、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、通信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不 開示としたことは妥当である。

(4) 文書208及び文書211中の不開示とした部分は、警察庁の警部及び同相当職以下の職員の「氏名」であり、慣行として公にされていない警察職員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員等に危害が加えられるおそれがある。

以上のことから、法 5 条 1 号及び 4 号に定める不開示情報に該当する ため、不開示としたことは妥当である。

なお、処分庁においては、行政文書開示等決定(変更)通知書(平成 29年1月6日付け閣安保第5号)により、原処分で不開示とした部分 とその理由を変更している。

(5) 文書217ないし文書219の不開示とした文書は、安全保障法制整備に関する与党協議会において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯等が記載されているものである。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当する

ため、不開示としたことは妥当である。

(6)文書220及び文書221の不開示とした文書は、国家安全保障会議 において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具 体的な検討の経緯等が記載されているものである。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上利益を被るおそれがある。

以上のことから、法 5 条 3 号及び 5 号に定める不開示情報に該当する ため、不開示としたことは妥当である。

- 4 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、原処分で不開示とした部分及び不開示とした文書について、原処分における「処分庁の主張には理由がない」ため、「不開示部分は開示されるべきである」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のとおり対象となる文書に ついて開示の是非を慎重に判断したと認められる。

(2)審査請求人は、文書207及び文書210について、「文書の特定が 誤っており、処分庁の主張には理由がなく失当である」旨主張している。 しかしながら、処分庁においては、行政文書開示等決定(変更)通知 書(平成29年1月6日付け閣安保第5号)により、原処分で不開示と した部分とその理由を変更しているところであり、審査請求人の主張に は理由がない。

5 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条1号、3号ないし6号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

6 原処分で不開示とした部分とその理由の変更について 処分庁は、行政文書開示等決定(変更)通知書(平成29年1月6日付 け閣安保第5号)によって、原処分で不開示とした部分とした部分とその 理由を変更している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年1月31日

諮問の受理

② 同日

諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年2月27日

審議

④ 同年3月8日

審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年5月12日

本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年6月16日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』(平成26年7月1日閣議決定)の閣議付議に係る決裁文書及び当該案件の起案に至る過程が分かる行政文書一式(省庁間における協議、与党協議、国会議員等からの説明要求等に係る資料等を含む。)」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号ないし6号に該当するとして不開示とした原処分を行った。それに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としている。

ところで、処分庁は、文書208及び文書211の警察庁の警部及び同相当職以下の職員の氏名が記載されている部分について、原処分では文書207及び文書210として誤って記載されており、文書208及び文書211の当該部分は本来は不開示とすべきであったのに原処分において開示となっているとして、原処分後に審査請求人に対して聴聞を行い、平成29年1月6日付け閣安保第5号により、文書208及び文書211の該当部分を改めて不開示とする原処分の変更決定を行った。

諮問庁から聴聞手続に係る資料の提示を受けて確認したところ、審査請求人に聴聞を行った聴聞報告書が作成されており、その内容によれば、聴聞が適切に実施されていることが認められるところ、当審査会としては、上記の変更決定を踏まえ、不開示情報該当性の検討に当たっては、警察庁の警部及び同相当職以下の職員の氏名が記載されている部分については、文書208及び文書211の該当部分が不開示とされているものとして判断を行う。

以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該 当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 国家安全保障会議の開催場所について

文書196,文書198及び文書199の不開示部分には、国家安全保障会議(四大臣会合又は九大臣会合)の開催場所が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する 重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力か ら妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を及ぼし、 ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めること につき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開 示とすることが妥当である。 (2)関係省庁の担当者の直通電話番号, FAX番号及びメールアドレス等 について

文書203,文書206,文書207,文書208(担当者名を除く。),文書209,文書210,文書211(担当者名を除く。),文書213及び文書215の不開示部分には、関係省庁の担当者の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び電子メールアドレスが記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3)警察庁職員の氏名について

文書208及び文書211では、担当者名の欄における警察庁職員の 氏名が不開示とされている。

- ア 当該部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、不開示とされた警察庁職員の氏名については、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員に係るものであり、警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある警察庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、犯罪等を企図する集団等の反社会的勢力が、何らかの有益な情報を得ようとする、あるいは犯罪組織等にとって都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害しようと接近、懐柔しようとすることが考えられるほか、当該職員がこれを拒絶すれば、当該職員本人への攻撃はもちろん、その家族への攻撃や報復が予想されるなど、個人の権利利益が侵害されるとともに、警察業務に支障を及ぼすおそれがあり、当該職員の氏名は、公にすることにより、犯罪の予防鎮圧又は捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。
- イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、諮問庁の上記アの説明に特段不自然、 不合理な点は認められず、当該職員の氏名を公にすることにより、犯 罪等を企図する集団等の反社会的勢力によって当該職員が特定され、 当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象にされたり、ある いは直接又は間接の不当な接触等により様々な懐柔、干渉を加えられ、 警察活動の妨害が行われるなど、その業務に支障を及ぼすおそれを否 定できない。
- ウ したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、 鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ があると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認めら

れるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 本件閣議決定の検討に係る不開示文書について

文書217ないし文書219は、与党協議会における席上回収資料であり、文書220及び文書221は国家安全保障会議における席上回収資料である。

当該文書は、これを公にすることにより、本件閣議決定に係る政府及び与党内での未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の文書の策定作業において政府部内での自由闊達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

(1)審査会において、平成27年7月1日付け閣安保第325号の行政文書開示等決定通知書を確認したところ、「3 不開示とした部分とその理由」の(4)には、「以上のことから、法第5条第1号及び第4条に定める」との記載があるが、「第4条」は、「第4号」の誤りである。

原処分における不開示理由の提示は、開示請求者に対し、どの不開示 情報に該当することとなるのかについて誤解を招くことから、行政手続 法8条の趣旨に照らし、不適切なものであったと認められる。

したがって、処分庁においては、今後、法に基づき開示決定等を適切 に行うことが望まれる。

- (2) また、本件は、審査請求から諮問までに約1年5か月が経過しており、 「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、本件審査請求の趣旨及び 理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。 諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における 諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。
- 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 3 号ないし 6 号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条 3 号、 4 号、 5 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、同条 1 号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別紙1

- 1 「国会答弁書」(26年5月16日 衆議院外務委員会 小川淳也議員 副長官問3)
- 2 「国会答弁書」(26年5月16日 衆議院外務委員会 青柳陽一郎議員 政府参考人想定問1)
- 3 「国会答弁書」(26年5月16日 衆議院外務委員会 青柳陽一郎議員 政府参考人想定問4)
- 4 「国会答弁書」(26年5月22日 参議院外交防衛委員会 藤田幸久 議員 副長官想定問7)
- 5 「国会答弁書」(26年5月23日 衆議院内閣委員会 松田学議員 官房長官想定問1)
- 6 「国会答弁書」(26年5月23日 衆議院内閣委員会 赤嶺政賢議員 官房長官想定問4)
- 7 「国会答弁書」(26年5月23日 衆議院内閣委員会 赤嶺政賢議員 官房長官想定問6)
- 8 「国会答弁書」(26年5月23日 衆議院内閣委員会 赤嶺政賢議員 官房長官想定問7)
- 9 「国会答弁書」(26年5月23日 衆議院内閣委員会 村上史好議員 官房長官問4)
- 10 「国会答弁書」(26年5月23日 衆議院内閣委員会 中丸啓議員官 房長官問1)
- 11 「国会答弁書」(26年5月27日 参議院外交防衛委員会 白眞勲議員 政府参考人想定問1)
- 12 「国会答弁書」(26年5月27日 参議院外交防衛委員会 白眞勲議員 政府参考人想定問)
- 13 「国会答弁書」(26年5月27日 参議院外交防衛委員会 白眞勲議員 副長官問3)
- 14 「国会答弁書」(26年5月28日 参議院本会議 小西洋之議員 官 房長官問3)
- 15 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 遠山清彦議員 総理問2)
- 16 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 遠山清彦議員 総理問3)
- 17 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 岡田克也議員 総理問3)
- 18 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 岡田克也議員 総理問9)

- 19 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 江田憲司議員 総理問2)
- 20 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 江田憲司議員 総理問4)
- 21 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 江田憲司議員 総理問6)
- 22 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 志位和夫議員 総理想定問1)
- 23 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 小沢鋭仁議員 総理問4)
- 24 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 小沢鋭仁議員 総理問7)
- 25 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 浅尾慶一郎議員 総理問2)
- 26 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 大串博志議員 総理問9)
- 27 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 中谷元議員 総理想定問6)
- 28 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 中谷元議員 総理想定問7)
- 29 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 中谷元議員 総理想定問10)
- 30 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 長妻昭議員 総理問3)
- 31 「国会答弁書」(26年5月28日 衆議院予算委員会 鈴木克昌議員 総理想定問4)
- 32 「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 宇都隆史議員 副長官想定問1)
- 33 「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 宇都隆史 議員 副長官想定問3)
- 34 「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 佐藤正久議員 総理問3)
- 35 「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 小野次郎 議員 総理問6)
- 36 「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 小野次郎議員 総理問7)
- 37 「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 小野次郎議員 副長官想定問6)

- 38 「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎 議員 総理問2-2)
- 39 「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎 議員 総理問4)
- 40 「国会答弁書」(26年5月29日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎 議員 総理問5(3))
- 41 「国会答弁書」(26年5月30日 衆議院外務委員会 岡本三成議員 政府参考人問)
- 42 「国会答弁書」(26年5月30日 衆議院外務委員会 玉城デニー議員 政府参考人問2)
- 43 「国会答弁書」(26年5月30日 衆議院外務委員会 玉城デニー議員 政府参考人問4)
- 44 「国会答弁書」(26年5月30日 衆議院外務委員会 玉城デニー議員 政府参考人問5)
- 45 「国会答弁書」(26年5月30日 衆議院外務委員会 村上政俊議員 政府参考人問2)
- 46 「国会答弁書」(26年6月2日 衆議院安全保障委員会外務委員会連 合審査会 伊佐進一議員 政府参考人問1)
- 47 「国会答弁書」(26年6月2日 衆議院安全保障委員会外務委員会連合審査会 赤嶺政賢議員 政府参考人問2)
- 48 「国会答弁書」(26年6月3日 参議院外交防衛委員会 牧山ひろえ 議員 副長官問2)
- 49 「国会答弁書」(26年6月6日 衆議院安全保障委員会 三谷英弘議員 政府参考人問3)
- 50 「国会答弁書」(26年6月6日 衆議院安全保障委員会 中山泰秀議員 政府参考人問)
- 5 1 「国会答弁書」(26年6月6日 衆・海賊・テロ特別委員会 岡本三 成議員 政府参考人追加問)
- 52 「国会答弁書」(26年6月6日 衆議院外務委員会 玄葉光一郎議員 政府参考人問2)
- 53 「国会答弁書」(26年6月9日 参議院決算委員会 江崎孝議員 総 理問7)
- 54 「国会答弁書」(26年6月9日 参議院決算委員会 又市征治議員 総理問9)
- 5 5 「国会答弁書」(26年6月9日 参議院決算委員会 又市征治議員 官房長官問3)
- 56 「国会答弁書」(26年6月10日 参議院外交防衛委員会 牧山ひろ え議員 副長官問2)

- 57 「国会答弁書」(26年6月12日 参議院外交防衛委員会 藤田幸久 議員 副長官想定問1)
- 58 「国会答弁書」(26年6月12日 参議院農林水産委員会 徳永エリ 議員 総理問1)
- 59 「国会答弁書」(26年6月19日 参議院外交防衛委員会 中西健治 議員 副長官問1)
- 60 「国会答弁書」(26年6月19日 参議院外交防衛委員会 中西健治 議員 副長官問2)
- 6 1 「国会答弁書」(26年6月19日 参議院外交防衛委員会 中西健治 議員 副長官問3)
- 62 「国会答弁書」(26年6月19日 参議院外交防衛委員会 福山哲郎 議員 政府参考人想定問2)
- 63 「質問主意書」質問第132号 参議院憲法審査会附帯決議と集団的自 衛権行使の解釈変更に関する質問主意書
- 6 4 「質問主意書」答弁書第132号 参議院議員小西洋之君提出参議院憲 法審査会附帯決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答 弁書
- 6 5 「質問主意書」質問第133号 自衛隊の海外出動を禁ずる参議院本会 議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問主意書
- 6 6 「質問主意書」答弁書第133号 参議院議員小西洋之君提出自衛隊の 海外出動を禁ずる参議院本会議決議と集団的自衛権行使の解釈変更に関す る質問に対する答弁書
- 67 「質問主意書」質問第135号 立憲主義と集団的自衛権行使の解釈変 更に関する質問主意書
- 68 「質問主意書」答弁書第135号 参議院議員小西洋之君提出立憲主義 と集団的自衛権行使の解釈変更に関する質問に対する答弁書
- 69 「質問主意書」質問第173号 安全保障の法的基盤の再構築に関する 懇談会の位置付けに関する質問主意書
- 70 「質問主意書」答弁書第173号 参議院議員藤末健三君提出安全保障 の法的基盤の再構築に関する懇談会の位置付けに関する質問に対する答弁 書
- 7 1 「質問主意書」質問第221号 集団的自衛権の行使を可能とする政府 解釈の変更を閣議決定する件に関する質問主意書
- 72 「質問主意書」答弁第221号 衆議院議員鈴木貴子君提出集団的自衛 権の行使を可能とする政府解釈の変更を閣議決定する件に関する質問に対 する答弁書
- 73 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第〈第5回〉
- 74 「自民党部会資料」〈第5回〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する

懇談会」報告書のポイント

- 75 「自民党部会資料」〈第5回〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する 懇談会」報告書(概要)
- 76 「自民党部会資料」〈第5回〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する 懇談会」報告書
- 77 「自民党部会資料」〈第5回〉平成26年5月15日 安倍内閣総理大 臣記者会見(記録) = 法整備関連部分の抜粋 =
- 78 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第<第6回>
- 79 「自民党部会資料」〈第6回〉平成26年5月15日 安倍内閣総理大 臣記者会見(記録) = 法整備関連部分の抜粋 =
- 80 「自民党部会資料」〈第6回〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する 懇談会」報告書のポイント
- 8 1 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第<第7回>
- 82 「自民党部会資料」〈第7回〉事例集
- 83 「自民党部会資料」〈第7回〉事例集関連資料
- 84 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第<第8回>
- 85 「自民党部会資料」〈第8回〉事例集
- 86 「自民党部会資料」〈第8回〉御説明資料
- 87 「自民党部会資料」〈第8回〉事例集関連資料
- 88 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第<第9回>
- 89 「自民党部会資料」〈第9回〉御説明資料(6/6公明党部会の配付資料)
- 90 「自民党部会資料」〈第9回〉御説明資料(第5回与党協議配付資料)
- 91 「自民党部会資料」〈第9回〉事例8~15と関連する過去の答弁
- 92 「自民党部会資料」〈第9回〉捜索救助活動についての政府の考え方
- 93 「自民党部会資料」〈第9回〉事例集
- 9 4 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第<第10回>
- 95 「自民党部会資料」〈第10回〉船舶検査等に係る国際法上及び国内法 上の考え方について
- 96 「自民党部会資料」〈第10回〉いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について(各種報道等より作成)
- 97 「自民党部会資料」〈第10回〉機雷掃海関連答弁
- 98 「自民党部会資料」〈第10回〉概要(たたき台) = 目次 = 平成26年6月17日
- 99 「自民党部会資料」〈第10回〉御説明資料
- 100 「自民党部会資料」〈第10回〉参議院決算委員会要求資料(内閣法制局 昭和四十七年十月十四日)
- 101 「自民党部会資料」〈第10回〉たたき台

- 102 「自民党部会資料」全保障法制整備推進本部 次第<第11回>
- 103 「自民党部会資料」〈第11回〉御説明資料
- 104 「自民党部会資料」〈第11回〉機雷掃海関連答弁
- 105 「自民党部会資料」〈第11回〉概要(たたき台) = 目次 = 平成26年5月20日
- 106 「自民党部会資料」〈第11回〉公明党外交安全保障調査会・憲法調査会合同会議(6/19)配付資料
- 107 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第<第12回>
- 108 「自民党部会資料」〈第12回〉座長試案
- 109 「自民党部会資料」〈第12回〉概要(たたき台) = 目次 = 平成26年6月24日
- 110 「自民党部会資料」安全保障法制整備推進本部 次第<第13回>
- 111 「自民党部会資料」〈第13回〉概要(改訂版) 26.6.27
- 1 1 2 「自民党部会資料」〈第 1 3 回〉安全保障法制整備推進本部・安全保 障調査会・外交部会・国防部会合同会議 次第
- 113 「自民党部会資料」〈第13回〉国の存立を全うし、国民を守るため の切れ目のない安全保障法制の整備について(閣議決定案の概要)26. 7.1
- 1 1 4 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉平成26年(2014年)第 29回 政調全体会議
- 1 1 5 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉「安全保障の法的基盤の再 構築に関する懇談会」報告書のポイント
- 1 1 6 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書(概要)
- 1 1 7 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉「安全保障の法的基盤の再 構築に関する懇談会」報告書
- 118 「公明党部会資料」〈26年5月20日〉平成26年5月15日 安 倍内閣総理大臣記者会見(記録) = 法整備関連部分の抜粋 =
- 119 「公明党部会資料」〈26年5月27日〉事例集
- 120 「公明党部会資料」〈26年5月27日〉事例集関連資料
- 121 「公明党部会資料」〈26年6月3日〉15事例の類型
- 122 「公明党部会資料」〈26年6月3日〉事例集
- 123 「公明党部会資料」〈26年6月3日〉事例集関連資料
- 124 「公明党部会資料」〈26年6月3日〉御説明資料
- 125 「公明党部会資料」〈26年6月6日〉公明党 外交安保調査会・憲 法調査会合同会議 出席者 2014.6.6
- 126 「公明党部会資料」〈26年6月6日〉御説明資料
- 127 「公明党部会資料」〈26年6月6日〉事例集

- 128 「公明党部会資料」〈26年6月10日〉御説明資料
- 129 「公明党部会資料」〈26年6月10日〉捜索救助活動についての政府の考え方
- 130 「公明党部会資料」〈26年6月10日〉各事態における米艦防護の 在り方
- 131 「公明党部会資料」〈26年6月10日〉事例8~15と関連する過去の答弁
- 132 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉公明党 外交安保調査会・ 憲法調査会合同会議 出席者 2014.6.13
- 133 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉参議院決算委員会要求資料 (内閣法制局 昭和四十七年十月十四日)
- 134 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉事例集
- 135 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉事例8~15と関連する過去の答弁
- 136 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉各事態における米艦防護の 在り方
- 137 「公明党部会資料」〈26年6月13日〉米艦防護に関する政府答弁
- 138 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉船舶検査等に係る国際法上 及び国内法上の考え方について
- 139 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について
- 140 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉機雷掃海関連答弁
- 141 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉閣議決定概要(たたき台) = 目次=
- 142 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉御説明資料
- 143 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉新三要件たたき台
- 144 「公明党部会資料」〈26年6月17日〉S47政府見解に関連する 過去の答弁
- 145 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉米艦防護等(事例8関連) に関する主な安倍総理答弁(5/28 衆・予算委)
- 146 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉従来の政府見解の基本的な 論理
- 147 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉御説明資料
- 148 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉安保理決議第678号
- 149 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉他国の軍隊の艦船等による邦人輸送の事例
- 150 「公明党部会資料」〈26年6月19日〉昭和47年の政府見解の論 理構成(昭和47年10月14日参・決算委提出資料)

- 151 「公明党部会資料」〈26年6月20日〉我が国を取り巻く安全保障 環境と国家安全保障上の課題 ※「国家安全保障戦略」から抜粋
- 152 「公明党部会資料」〈26年6月20日〉国連憲章における集団的・ 個別的自衛権について 26.6.20 外務省
- 153 「公明党部会資料」〈26年6月25日〉座長試案
- 154 「公明党部会資料」〈26年6月25日〉概要(たたき台) = 目 次 = 平成26年6月24日
- 155 「公明党部会資料」〈26年6月25日〉概要(改訂版)27.6. 27
- 156 「公明党部会資料」〈26年6月25日〉平成26年(2014年)第 40回 政調全体会議
- 157 「公明党部会資料」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について(閣議決定案概要)26.7.1
- 158 「国会議員からの資料要求への対応文書」「安全保障の法的基盤の再 構築に関する懇談会」報告書
- 159 「国会議員からの資料要求への対応文書」「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- 160 「国会議員からの資料要求への対応文書」「安全保障の法的基盤の再 構築に関する懇談会」報告書(概要)
- 161 「国会議員からの資料要求への対応文書」安全保障の法的基盤の再構 築に関する懇談会(関連資料)
- 162 「国会議員からの資料要求への対応文書」平成26年5月15日 安 倍内閣総理大臣記者会見(記録) = 法整備関連部分の抜粋 =
- 163 「国会議員からの資料要求への対応文書」邦人輸送中の米輸送艦の防 護 5/15 総理会見の際のパネル
- 164 「国会議員からの資料要求への対応文書」御説明資料(与党協議26. 6.6配布資料)
- 165 「国会議員からの資料要求への対応文書」事例8~15と関連する過去の答弁(与党協議26.6.13配布資料)
- 166 「国会議員からの資料要求への対応文書」船舶検査等に係る国際法上 及び国内法上の考え方について(与党協議26.6.17配布資料)
- 167 「国会議員からの資料要求への対応文書」いわゆる「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について(与党協議26.6.17配布資料)
- 168 「国会議員からの資料要求への対応文書」機雷掃海関連答弁(与党協議26.6.17配布資料)
- 169 「国会議員からの資料要求への対応文書」概要(たたき台) = 目 次 = 平成26年6月17日(与党協議26.6.17配布資料)

- 170 「国会議員からの資料要求への対応文書」御説明資料 「安全保障法制整備に関する与党協議会」第5回会合(6/10)等における配布・公表資料(与党協議26.6.17配布資料)
- 171 「国会議員からの資料要求への対応文書」座長試案 26.6.24 (与党協議26.6.24配布資料)
- 172 「国会議員からの資料要求への対応文書」概要(たたき台) = 目 次 = 平成26年6月24日(与党協議26.6.24配布資料)
- 173 「国会議員からの資料要求への対応文書」概要(改訂版) 26.6. 27(与党協議26.6.27配布資料)
- 174 「国会議員からの資料要求への対応文書」閣議決定本文
- 175 「国会議員からの資料要求への対応文書」閣議決定英語版
- 176 「国会議員からの資料要求への対応文書」平成26年7月1日 安倍 内閣総理大臣記者会見(記録)
- 177 「国会議員からの資料要求への対応文書」昭和58年3月15日 参・予算委員会における谷川防衛庁長官答弁
- 178 「国会議員からの資料要求への対応文書」衆・予算委 集中審議(5/ 28)における関連主要答弁
- 179 「国会議員からの資料要求への対応文書」参議院外交防衛員会(平成 26年4月10日)議事録(抜粋)
- 180 「国会議員からの資料要求への対応文書」予算委員会議録 平成26 年5月28日
- 181 「国会議員からの資料要求への対応文書」発言用参考資料
- 182 「国会議員からの資料要求への対応文書」質疑応答用資料
- 183 「国会議員からの資料要求への対応文書」事例集
- 184 「国会議員からの資料要求への対応文書」事例集関連資料
- 185 「国会議員からの資料要求への対応文書」武力攻撃に至らない侵害への対処 与党協議会で使用した「事例集」より抜粋
- 186 「国会議員からの資料要求への対応文書」「個別的自衛権」及び「集 団的自衛権」とは
- 187 「国会議員からの資料要求への対応文書」集団的自衛権などについて
- 188 「国会議員からの資料要求への対応文書」参議院決算委員会要求資料 集団的自衛権と憲法との関係 内閣法制局昭和四十七年十月十四日
- 189 「国会議員からの資料要求への対応文書」安保法制懇非公式会合の開催日一覧
- 190 「国会議員からの資料要求への対応文書」安保法制懇非公式会合・直 近3回の政府側出席者一覧
- 191 「想定問答」【想定】安保法制に関する閣議決定(平成26年7月2日)

- 192 「想定問答」事例1~7 想定問答(問立て)
- 193 「想定問答」事例1~7 想定問答(想定本文)
- 194 「想定問答」事例8~15 想定問答(問立て)
- 195 「想定問答」事例8~15 想定問答(想定本文)
- 196 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣 会合】(平成26年5月15日)
- 197 「国家安全保障会議資料」応答要領案(平成26年5月15日(木)
- 198 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣 会合】(平成26年6月26日)
- 199 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【九大臣 会合】(平成26年7月1日)
- 200 「国家安全保障会議資料」国の存立を全うし、国民を守るための切れ 目のない安全保障法制の整備について(平成26年7月1日 国家安全 保障会議決定案 閣議決定案)
- 201 「国家安全保障会議への諮問書」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について(諮問)
- 202 「国家安全保障会議からの答申書」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について(答申)
- 203 「閣議決定関連」事務連絡(26.6.30)「国の存立を全うし、 国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」について (協議)
- 204 「閣議決定関連」「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(閣議決定案)
- 205 「閣議決定関連」意見提出様式
- 206 「閣議決定関連」内閣府国際平和協力本部事務局本部の意見
- 207 「閣議決定関連」内閣官房副長官補付(国際平和協力担当から)の意 見
- 208 「閣議決定関連」警察庁からの質問
- 2 0 9 「閣議決定関連」内閣府国際平和協力本部事務局本部の意見に対する 回答
- 2 1 0 「閣議決定関連」内閣官房副長官補付(国際平和協力担当から)の意 見に対する回答
- 2 1 1 「閣議決定関連」警察庁からの質問に対する回答
- 212 「閣議決定関連」国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない 安全保障法制の整備について(26.7.1)エンバーゴ付
- 2 1 3 「閣議決定関連」閣議案件登録票
- 214 「閣議決定関連」26.7.1の臨時閣議における総理大臣発言要旨
- 2 1 5 「閣議決定関連」決裁文書

- 2 1 6 「閣議決定関連」閣議決定本文(セット版)
- 217 第3回与党協議会 席上回収資料
- 2 1 8 第 4 回与党協議会 席上回収資料
- 2 1 9 第 7 回与党協議会 席上回収資料
- 220 国家安全保障会議(平成26年5月15日)席上回収資料
- 221 国家安全保障会議(平成26年6月26日)席上回収資料

別紙 2

- (1) 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (2) 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 「安全保障 の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書のポイント
- (3) 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 「安全保障 の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書(概要)
- (4) 第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 「安全保障 の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書
- (5)第1回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 平成26年 5月15日安倍内閣総理大臣記者会見(記録)=法整備関連部分の抜粋=
- (6) 第2回「安全保障法制整備に関する与党協議会」議事次第
- (7) 第2回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 事例集
- (8) 第2回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 事例集関連 資料
- (9) 第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (10)第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 事例集
- (11)第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 事例集関 連資料
- (12)第3回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 衆・予算 委集中審議(5/28)における関連主要答弁
- (13)第4回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (14)第4回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 御説明資 料
- (15)第4回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 事例集
- (16)第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (17)第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 御説明資 料
- (18)第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 捜索救助 活動についての政府の考え方
- (19)第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 事例8~ 15と関連する過去の答弁
- (20) 第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 事例集
- (21)第5回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 各事態における米 艦防護の在り方(公明党資料)
- (22)第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (23) 第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 たたき台
- (24)第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 S47政

府見解

- (25)第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 事例8~ 15と関連する過去の答弁
- (26) 第6回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 事例集
- (27) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (28)第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 船舶検査 等に係る国際法上及び国内法上の考え方について
- (29)第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 いわゆる 「湾岸戦争」における機雷掃海に関する経緯について
- (30)第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 機雷掃海 関連答弁
- (31)第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 概要(たたき台)=目次=
- (32) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料5 御説明資料
- (33) 第7回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料6 たたき台
- (34) 第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (35)第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 概要(たたき)
- (36)第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 御説明資料
- (37)第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料3 機雷掃海 関連答弁
- (38)第8回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料4 公明党外 交安全保障調査会・憲法調査会合同会議(6/19)配布資料
- (39) 第9回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (40) 第9回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料1 座長試案
- (41)第9回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料2 概要(たたき)
- (42) 第10回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (43)第10回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 概要(改 訂版)
- (44)第11回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 議事次第
- (45)第11回「安全保障法制整備に関する与党協議会」 資料 閣議決定 案の概要